

○ 金融機関の合併及び転換の手続等に関する内閣府令（昭和四十三年大蔵省令第二十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（吸収合併存続銀行の事後開示事項）</p> <p>第九条 法第三十二条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 法第三十四条第一項の規定により吸収合併消滅協同組織金融機関が備え置いた書面又は電磁的記録（法第二十一条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）</p> <p>「六・七 略」</p> <p>（電磁的記録）</p> <p>第二十条 法第二十一条第一項（法第五十八条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。</p>	<p>（吸収合併存続銀行の事後開示事項）</p> <p>第九条 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>五 法第三十四条第一項の規定により吸収合併消滅協同組織金融機関が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）</p> <p>「六・七 同上」</p> <p>（電磁的記録）</p> <p>第二十条 法第二十一条第一項（法第五十八条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	